

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合に認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名称	こまつ里山BASECAMP事業協同組合
住所	石川県小松市栗津町ニ58番地
代表者の氏名	福岡 大平
事務所の名称	こまつ里山BASECAMP事業協同組合
事務所の所在地	石川県小松市栗津町ニ58番地
地区	石川県小松市荒木田町、嵐町、岩渕町、桂町、上麦口町、軽海町、正蓮寺町、中海町、中ノ峠町、原町、みどり町、麦口町、麻畠町、江指町、大野町、金平町、金野町、五国寺町、花坂町、池城町、岩上町、尾小屋町、観音下町、沢町、塩原町、新保町、西俣町、布橋町、波佐羅町、花立町、松岡町、丸山町、光谷町、小原町、津江町、赤瀬町、上り江町、打木町、瀬領町、長谷町、波佐谷町、大杉町、木場町、木場台、栗津町、井口町、おびし町、小山田町、白山田町、津波倉町、南陽町、西荒谷町、西原町、馬場町、日用町、牧口町、戸津町、湯上町、滝ヶ原町、那谷町、菩提町、三谷町、東山町、本江町、蓮代寺町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和17年11月20日
職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	該当なし
付与した条件	なし